SGFP木曜倶楽部

あなたの明日は明るいですか？

将来、後悔しない為に今始めること

平成28年3月17日

CFP®　遠藤　芳之

あなたは後、何年生きますか？

表１　主な年齢の平均余命

（単位：年）

年齢	男			女		
	平成25年	平成24年	前年との差	平成25年	平成24年	前年との差
0歳	80.21	79.94	0.27	86.61	86.41	0.20
5	75.45	75.19	0.26	81.84	81.67	0.17
10	70.49	70.23	0.26	76.87	76.70	0.17
15	65.52	65.26	0.26	71.89	71.72	0.17
20	60.61	60.36	0.25	66.94	66.78	0.16
25	55.77	55.52	0.25	62.01	61.85	0.16
30	50.93	50.69	0.24	57.09	56.94	0.15
35	46.09	45.85	0.24	52.19	52.04	0.15
40	41.29	41.05	0.24	47.32	47.17	0.15
45	36.55	36.32	0.23	42.49	42.35	0.14
50	31.92	31.70	0.22	37.74	37.59	0.15
55	27.44	27.23	0.21	33.07	32.92	0.15
60	23.14	22.93	0.21	28.47	28.33	0.14
65	19.08	18.89	0.19	23.97	23.82	0.15
70	15.28	15.11	0.17	19.59	19.45	0.14
75	11.74	11.57	0.17	15.39	15.27	0.12
80	8.61	8.48	0.13	11.52	11.43	0.09
85	6.12	6.00	0.12	8.19	8.10	0.09
90	4.26	4.16	0.10	5.53	5.47	0.06

表２　平均寿命の年次推移

（単位：年）

和暦	男	女	男女差
昭和22年	50.06	53.96	3.90
25-27	59.57	62.97	3.40
30	63.60	67.75	4.15
35	65.32	70.19	4.87
40	67.74	72.92	5.18
45	69.31	74.66	5.35
50	71.73	76.89	5.16
55	73.35	78.76	5.41
60	74.78	80.48	5.70
平成2	75.92	81.90	5.98
7	76.38	82.85	6.47
12	77.72	84.60	6.88
17	78.56	85.52	6.96
18	79.00	85.81	6.81
19	79.19	85.99	6.80
20	79.29	86.05	6.76
21	79.59	86.44	6.85
22	79.55	86.30	6.75
23	79.44	85.90	6.46
24	79.94	86.41	6.47
25	80.21	86.61	6.40

注:1)平成17年以前及び平成22年は完全生命表による。
2)昭和45年以前は、沖縄県を除く値である。

日本の明日はどうなるのだろう？

- 誰もわかりません が・・・・・
- ひとつ確実に云えることがあります
- それは人口ピラミッドです-将来の日本人口構成は今のまま行くと確実に人口は減少します

人口ピラミッド　平成22年（2010年）

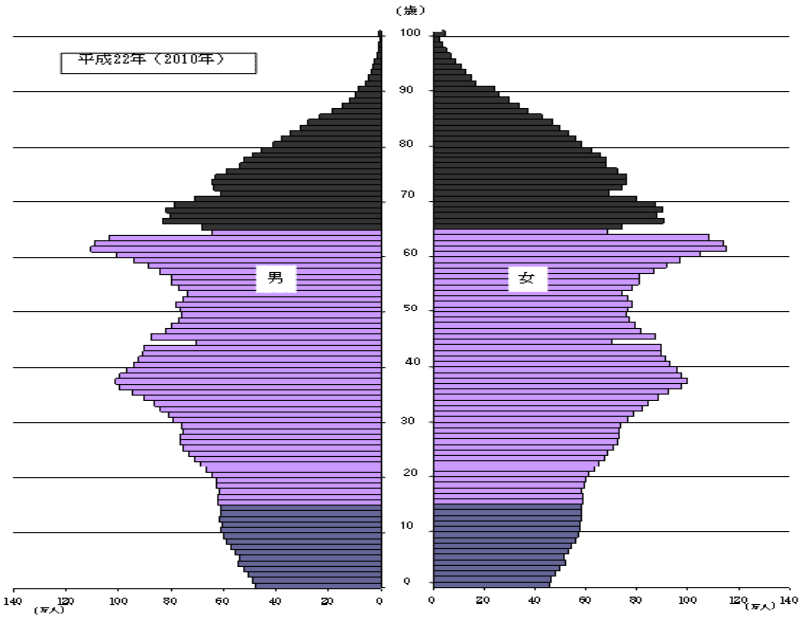

別頁大正9年（1920）昭和20年（1945）昭和45年（1970）平成12年（2000）平成32年（2020）平成62年（2050）の人口ピラミッド

あなたの将来はどうなりますか？

- 日本の明日はどうなるか誰もわかりませんが、あなたの将来は、あなたが判断して決定します
- しかし、いくら頑張っても社会の仕組を理解していないとどうしようもない場合があります
- 過去に学び、現在を見据え、未来に備える必要があります

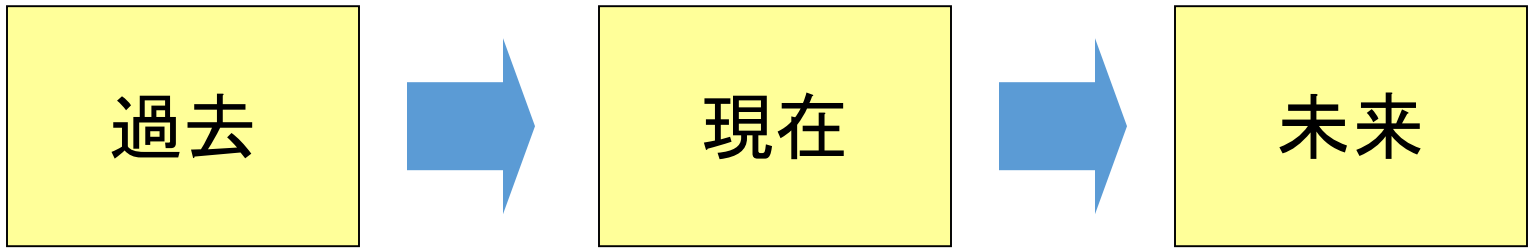

今から45年前⇒現在

- ふたりの若者が社会へ船出しました
- ひとりは当時花形の設計事務所に勤めました
- ひとりは建設会社に勤めました
- そしていろいろな曲折があり65歳を迎えたとき

過去	自営業	会社員
現在	退職金無し 厚生年金無し 国民年金のみ 老後の心配山積み	退職金有り 厚生年金有り 国民年金有り やっていけるかな？

会社員が良い？

- 自営業の方でも将来に備えた方はたくさんいます
- 自営業の方の為のシステムは、50年前から小規模企業共済制度等いろいろありました
- これからは会社員公務員も将来に備える時代です

自営業		会社員
個人年金 小規模企業共済 国民年金基金 +国民年金	自営業の方で 老後 豊かな方が たくさんいる	退職金 厚生年金 +国民年金

2015年！年金に大きな変化が？

何故、マクロ経済スライドを実施したのでしょうか？

何故、共済年金制度と厚生年金制度を統一したのでしょうか？

年金を破綻させない為➡2004年年金改革

「年金100年安心プラン」:**今後100年間、現役時代の収入に対する年金の割合（=所得代替率）は最低50%保証する**➡今では誰も信じていませんが⁉

年金を破綻させない100年安心プラン？

平成16年年金制度改正の全体像

100年間給付と負担の姿を明確に

将来にわたって給付と負担が均衡するよう、5年毎に給付と負担を見直し

- おおむね100年の間で給付と負担を均衡
- 保険料の将来水準を固定し、その引上げ過程とともに法律上明記
- 給付水準の下限を法律上明記

保険料の上昇を極力抑え、将来水準を固定

改正前
- 厚生年金　13.58%
- 国民年金　13,300円

2017（平成29）年以降の保険料水準を固定
- 厚生年金　18.3%（毎年0.354%引上げ）
- 国民年金　16,900円（毎年280円引上げ）

（いずれも平成16年度価格）

年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組

年金額は、一人当たりの賃金や物価の伸びに応じてスライド

年金を支える力（被保険者数）の減少に対応し、給付と負担のバランスを自動的に取ることができる仕組みに変更

老後生活の基本部分を支える給付水準を確保

自動調整の仕組みだけでは、給付は際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保

基礎年金への国の負担を1／3から1／2に

基礎年金の国庫負担割合は1／3

平成16年度から1／2への引上げに着手
平成21年度までに完全に引上げ
＜それまでの道筋を法律上明記＞

生き方・働き方の多様化に対応した制度

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

自営業者等の保険料（国民年金保険料）の未納対策徹底

国民年金保険料の納付率を5年後に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

若い人にも年金について分りやすく情報提供

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報を、若い人にも分かりやすくお伝えします。（ポイント制）

安全で効率的な年金積立金の運用を可能に

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、グリーンピア業務や住宅融資業務を廃止して運用業務に特化するため、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人（年金資金運用基金）を廃止し、新たに独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人）を創設します。

年金の保険料の無駄使いを排除

グリーンピア事業や年金住宅融資事業は17年度に廃止します。年金福祉施設については、今後、保険料を投入せず、売却を進めます。

本当かな？

まずは、本当かどうか確認するために日本の制度をおさらいしてみましょう

国民皆年金、皆保険って聞いたことありますか？

国民皆年金というのは、
1959年の国民年金法の成立により、すべての国民が何らかの年金制度に加入できるよう、社会保障制度が整備された状態を表します

国民皆保険というのは、
1958年に国民健康保険法が改正されたことに伴って1961年に、すべての国民が何らかの公的年金制度に加入できるよう、社会保障制度が整備された状態を表します

年金制度を検証してみよう

<図表３－１>費用負担の仕組み

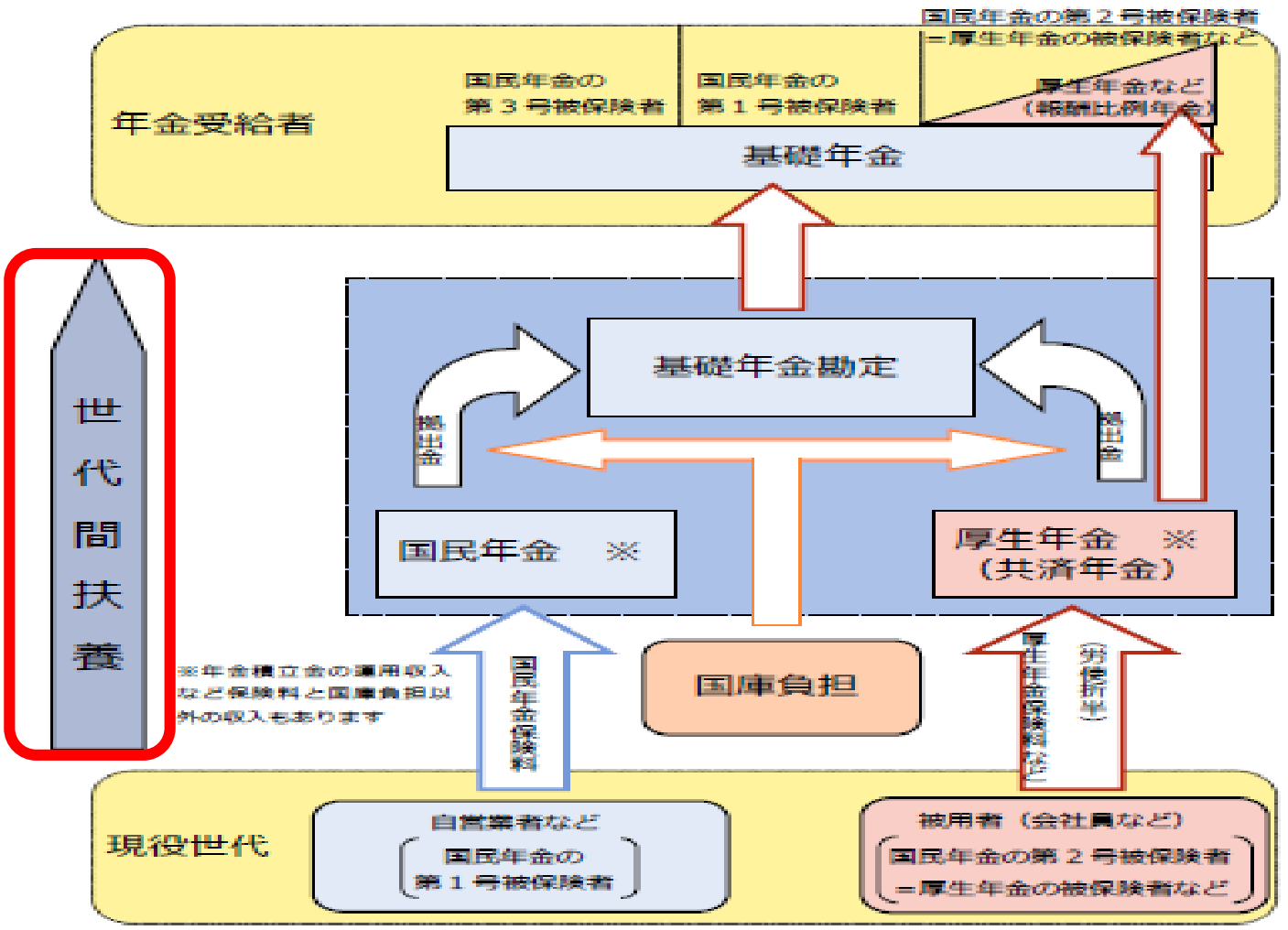

年金はいつからもらえるの？

- ＜表1：特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢＞(政府広報オンライン)

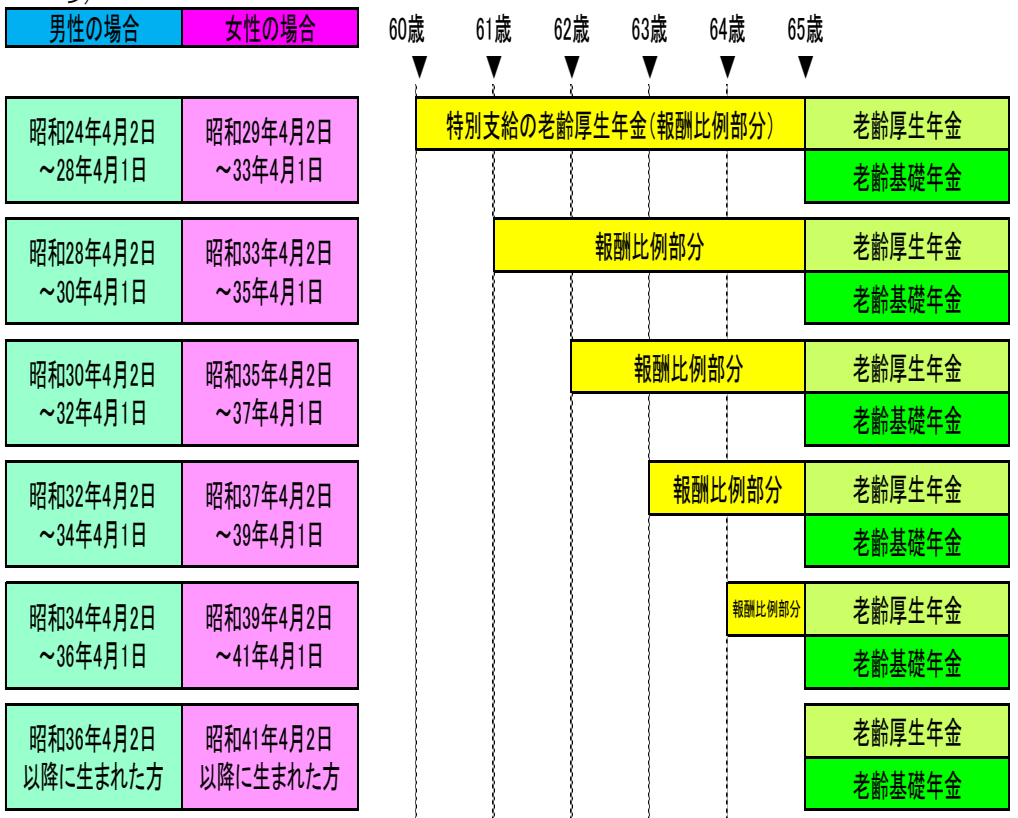

- ※退職共済年金の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳

- 昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以後に生まれた方は、60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。
- 昭和28年4月2日以後に生まれた方の支給開始年齢については、60歳ではなく次の表に掲げる表の年齢になります。

年金はいくらもらえるの？

◆平成27年度（2015年度）年金額　（平成28年度据置）

2015/1/30厚生労働省は2015年度の年金額を0.9%引き上げると発表しました。（平成11年度以来16年ぶり）2015年4月（6月支払分）から実施されます。この平成26年度の特例水準年金額からの改定率は基礎年金0.9%増となっています

■厚生年金　平成28年度据置

厚生年金の額	平成27年度	
	年額	月額
標準的な年金額（従前額）世帯（夫婦）の合計年金額	2,658,084円	221,507円 221,504円

■国民年金　基礎年金の額

基礎年金の額	平成27年度	
	年額	月額
老齢基礎年金	780,096円	65,008円

（注）厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準。

その他に同時に加給年金・配偶者加給年金特別加算額・振替加算の額等が発表されました。

本来水準と特例水準の年金額改定の推移

○ 平成26年度まで支給される年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われているところ。（特例水準） ○ 平成24年11月に成立した法律により、特例水準（2.5%）を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消を図っている。（解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0% 、H27.4.▲0.5% ）

（参考）

○ 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。

○ 一方、法律上本来想定している年金額（本来水準）は、物価や賃金の上昇や下落に応じて（※）増額や減額されるというルール。

（※例えば、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定される。）

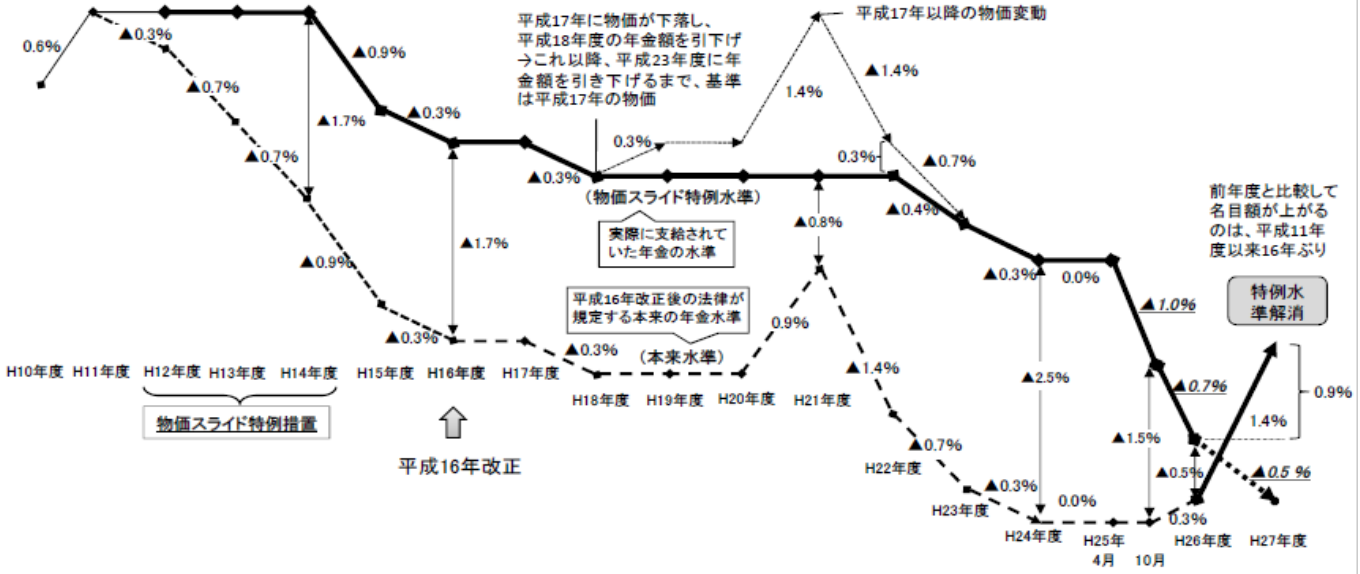

平成27年度 年金額 ＋0.9%

物価変動率 ＋2.7%

平成28年度 年金額 据置±0

物価変動率 ＋0.8%

年金額の改定に用いる各種指標の動向

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成28年度
① 物価変動率	▲1.4% (21 年)	▲0.7% (22 年)	▲0.3% (23 年)	0.0% (24 年)	0.4% (25 年)	2.7% (26 年)	0.8%
② 実質賃金変動率 (3 年度平均)	▲1.0% (18～20 年度)	▲1.3% (19～21 年度)	▲1.1% (20～22 年度)	▲0.4% (21～23 年度)	0.1% (22～24 年度)	▲0.2% (23～25 年度)	▲0.8%
③ 可処分所得割合変化率	▲0.2% (19 年度)	▲0.2% (20 年度)	▲0.2% (21 年度)	▲0.2% (22 年度)	▲0.2% (23 年度)	▲0.2% (24 年度)	▲0.2%
④ 名目手取り賃金変動率	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%	▲0.2%

（注）④ ＝ ① × ② × ③

（例）平成 27 年度の場合：1.023（2.3%） ＝ 1.027(2.7%) × 0.998(▲0.2%) × 0.998(▲0.2%)

マクロ経済スライドの仕組

平成27年1月30日発表

(2)調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

マクロ経済スライドによる調整期間の間は、賃金や物価による年金額の伸びから、「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定します。「スライド調整率」は、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて、「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」と「平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)」で計算されます。

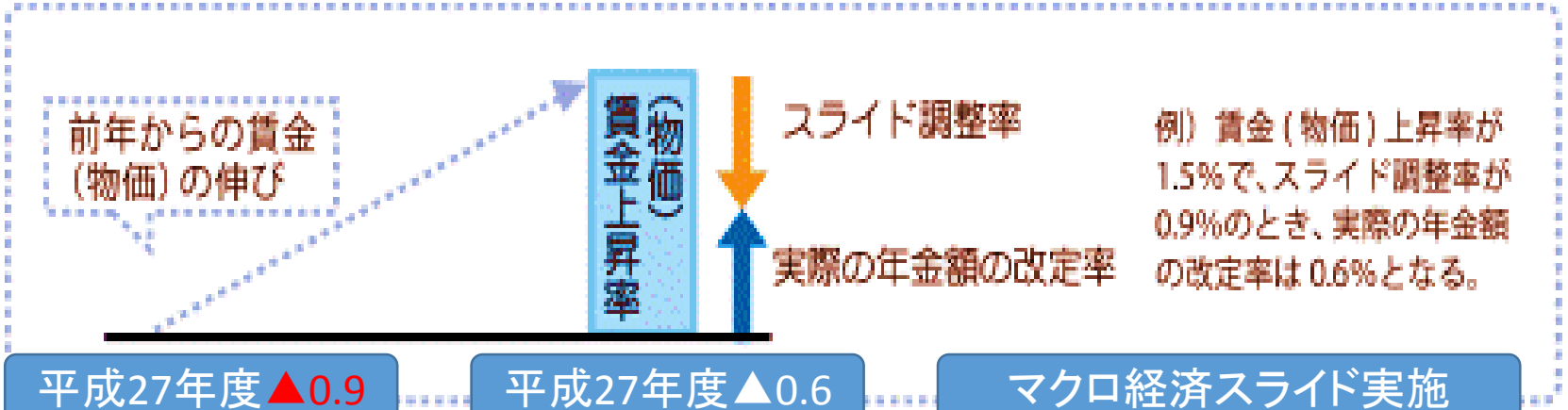

平成27年度▲0.9　平成27年度▲0.6　マクロ経済スライド実施

○『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

平成28年度▲0.7　平成28年度▲0.4　マクロ経済スライド実施せず

名目額が下がっても大丈夫です

平成27年1月30日発表

(3)名目下限の設定

現在の制度では、マクロ経済スライドによる調整は「名目額」を下回らない範囲で行うことになっています。詳しい仕組みは、下の図を見てください。

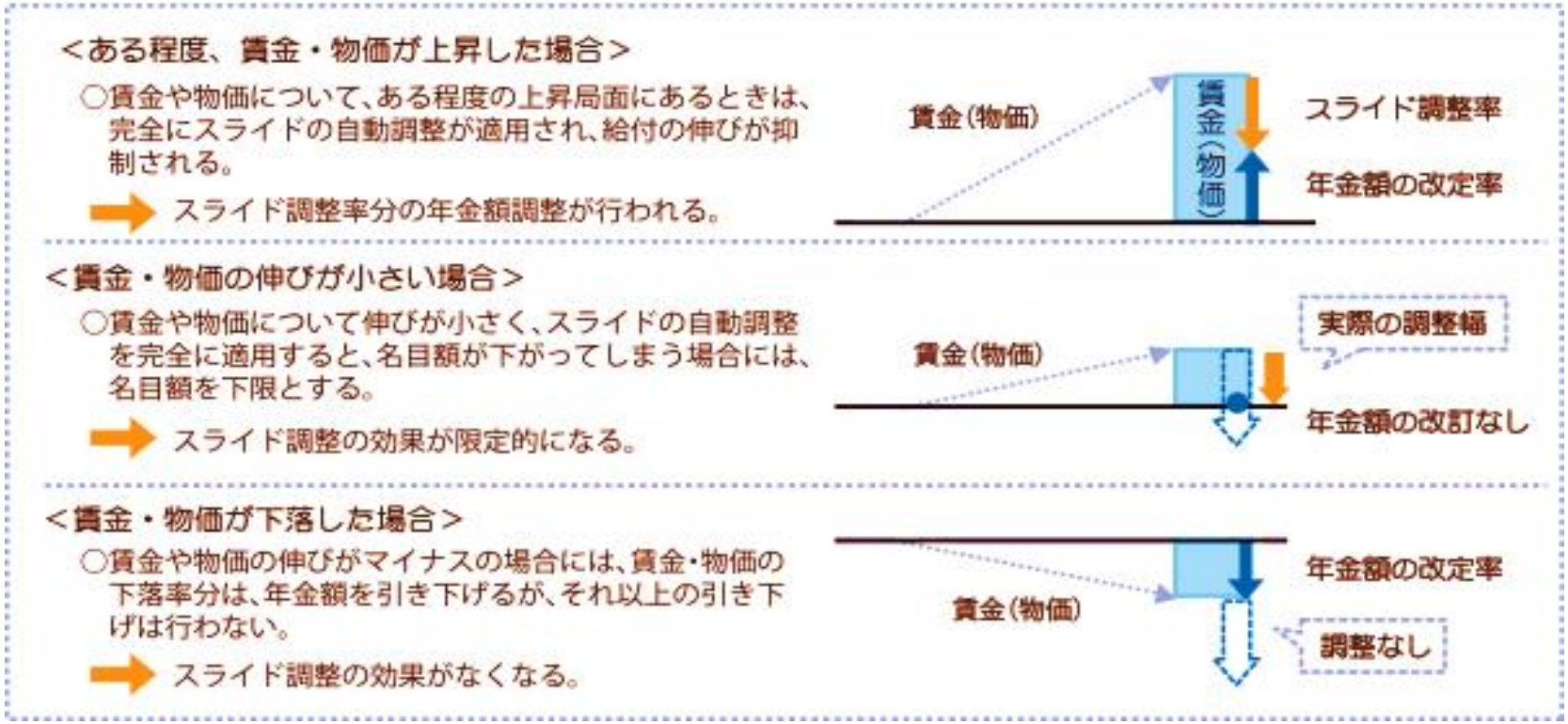

社会保障審議会年金部会資料

平成27年12月28日

３．年金額改定（スライド）の在り方①
－賃金変動が物価変動を下回る場合の年金額改定について－

検討の方向性

○ 年金は現役世代の保険料により支えられており、負担能力に応じた給付としていくことが適切。
○ デフレ脱却を図った後も、中長期的な景気循環の中でも将来世代の給付水準が保たれるよう、制度の安全弁的な装置として以下の図の ⇩ の分を年金額改定に反映させる仕組みを講じることとする。

賃金・物価ともにプラスの場合

○ 賃金・物価ともに上昇する場合は、新規裁定者は賃金上昇、既裁定者は物価上昇をベースに改定。
○ ただし、賃金変動が物価変動を下回る場合は、ともに低い賃金上昇をベースに改定。

賃金変動が物価変動を下回る場合には、低い賃金変動に合わせて改定

（年金給付を賄う保険料水準は賃金水準に連動するため）

0 ＜ 物価 ＜ 賃金

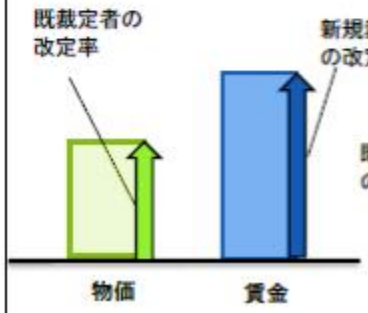

物価 ＞ 賃金 ＞ 0

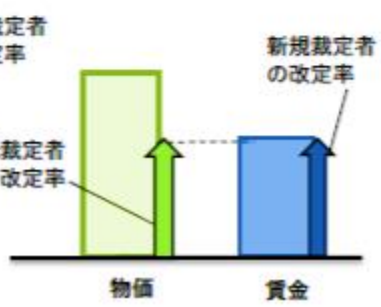

賃金がマイナスの場合

○ 賃金・物価がともに下落し、かつ 賃金の下落幅が大きい場合は、下落幅が小さい物価の下落分により改定。
○ 物価が上昇し、賃金が下落する場合は、年金額改定はなし（0スライド）。

賃金変動が物価変動を下回る場合に、低い賃金変動に合わせて改定するルールが徹底されていない

（以下の図の ⇩ の分を年金額改定に反映させる）

⇒将来世代の給付水準の確保

賃金 ＜ 物価 ＜0

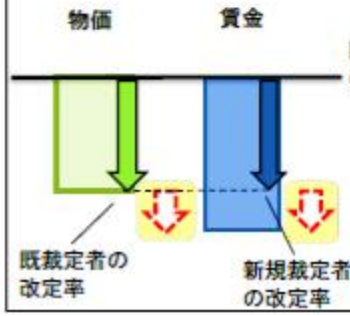

賃金 ＜ 0 ＜物価

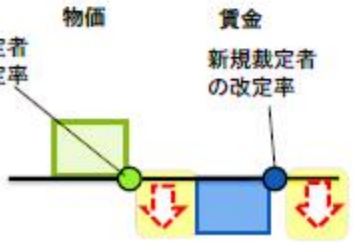

何かスッキリしませんが

賃金変動が物価変動を下回った時には今の制度では年金額はさがりませんが、下げないとやっていけないと議論しています。

結論　➡**制度は維持・給付は減額**

私的なネットからの転載です。しかも抜粋しました。お許しください。
「年金制度は破綻しない」慶應大の清家篤塾長が語る
投稿日: 2015年05月19日 14時49分 JST 更新: 2015年05月27日 10時33分 JST
理由1:年金は大丈夫です。なぜかといいますと、年金の問題は単純だからです。年金をもらう高齢者の数が増えるのと同じ程度にしか、総額は増えません。
理由2:また、すでにマクロ経済スライドが導入されていて、物価が上昇していけば、物価の上昇以下にしか年金の給付額は上がりません。つまり、給付額は実質、どんどん抑制されていきます。そういう面で、年金給付総額はたかだか高齢者の人数が増えるペースか、それ以下のペースでしか増えません。
理由3:さらに年金は単なるお金の問題です。保険料をとって給付を払う。保険料の改定と給付水準の改定によって、年金制度の持続可能性は維持できます。実際に年金については2004年改定で、保険料の上限が決まり、マクロ経済スライドで給付の抑制が決まっています。
年金は**給付額が減ることはあっても**
年金制度そのものの破綻はあり得ません。

これから年金って大丈夫なの

――若い世代は現行の年金制度がいずれ行き詰まるのではないか、と不安を抱えている人も多いかと思います。年金制度は大丈夫でしょうか？

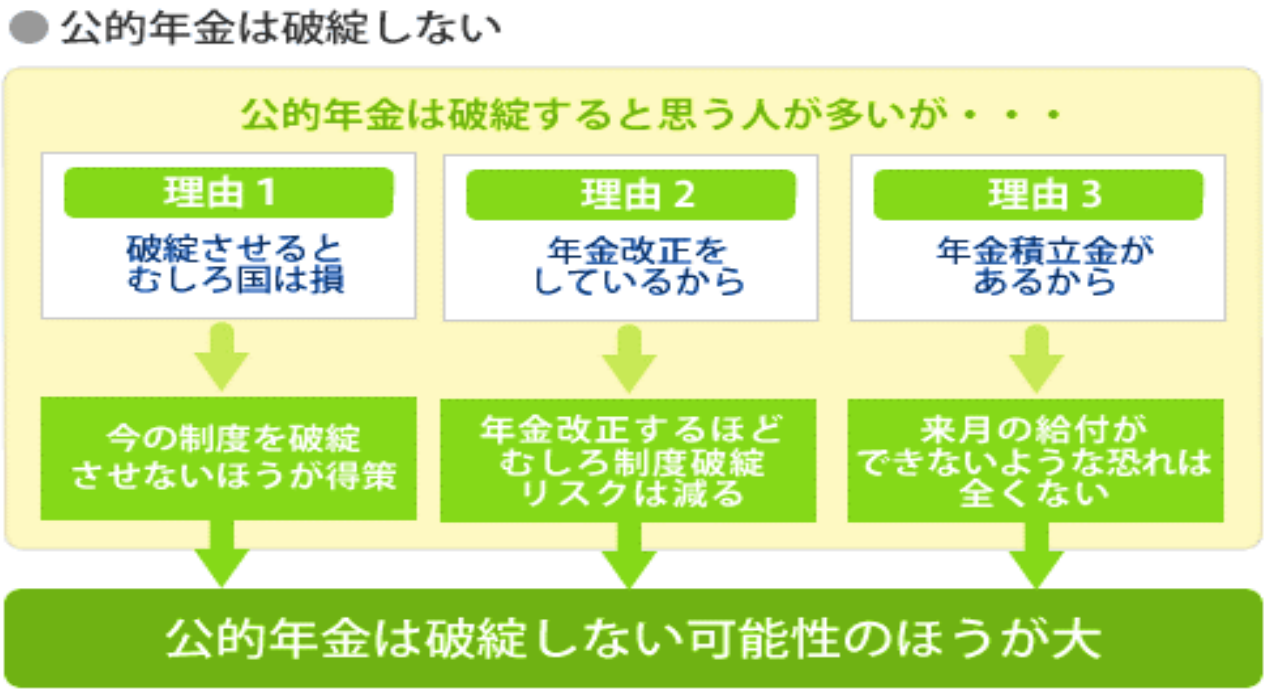

破綻はしない！しかし安心はできない？？

厚生年金と共済年金一体化？

昨年10月被用者年金一元化法が施行されました

何故？ ➡このままだと共済年金が破たんするから

☆改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24 年2 月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、**同一の報酬であれば同一の保険料を負担**し、**同一の公的年金給付を受ける**という公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、**厚生年金制度に統一**することです。

公平性・安定性の確保　　制度間差異を解消

具体的には

- 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一すること
- 公務員等の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一するとともに、職域部分（3階部分）を廃止し、民間サラリーマン等との同一保険料・同一給付を実現すること
- 遺族年金の転給など、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消すること

一体化の本音は？

特定社会保険労務士 木全 眞治 様　デジュメから

【現行制度の概況・平成26年3月末現在（参考：社会保障審議会年金数理部会）】

被用者年金制度

加入制度	被保険者組合員数（万人）A	退職年金受給権者数（万人）B	年金扶養比率 A/B	積立金（兆円）	運用利回り ※時価ﾍﾞｰｽ
厚生年金	3,527	1,523	2.31	103.1	8.22%
国共済	106	69	1.53	7.2	4.61%
地共済	283	198	1.42	※36.7	7.28%
私共済	51	13	3.92	3.5	7.27%
合計	3,967	1,803	2.20	150.5	

※積立金は、各共済組合拠出金含む

国民年金制度

被保険者区分	被保険者組合員数（万人）A	老齢基礎年金等受給権者数（万人）B	年金扶養比率 A/B	積立金（兆円）
1号	1,805	3,068	2.14	※10.1
2号	3,831			
3号	954			
合計	6,590			

※積立金は、国民年金勘定と基礎年金勘定を合算

4

保険料率安いのに年金額高い？

厚生年金・共済年金は所得に比例して給付が決定します。共済年金は保険料率は低くても高い保険料額を支払っています。加入期間も違うようです。

各年金制度の保険料及び老齢・退職年金の平均年金月額（平成27年度）

	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
※保険料率	17.828%	17.278%	17.278%	14.708%	15,590円
※年金月額	145,596円	186,842円	192,607円	188,205円	54,544円

※被用者保険料率の私学共済は、平成26年9月改定時点の数値です
※被用者年金制度の給付額には、老齢基礎年金を含みます

年金給付額算定基礎の呼称

被用者年金制度	平成15年3月まで	平成15年4月から	平成27年10月から
厚生年金	平均標準報酬月額	平均標準報酬額	平均標準報酬額（統一）
国共済			
地共済	※平均給与月額		
私学共済	平均標準給与月額	平均標準給与額	

※地共済は、手当率制（給付額の算定基礎＝給料月額×1.25）をとっていた

職域部分って何？

2012年8月現在 平均報酬月額36万円で40年間勤務した場合の年金受給額の比較・・・

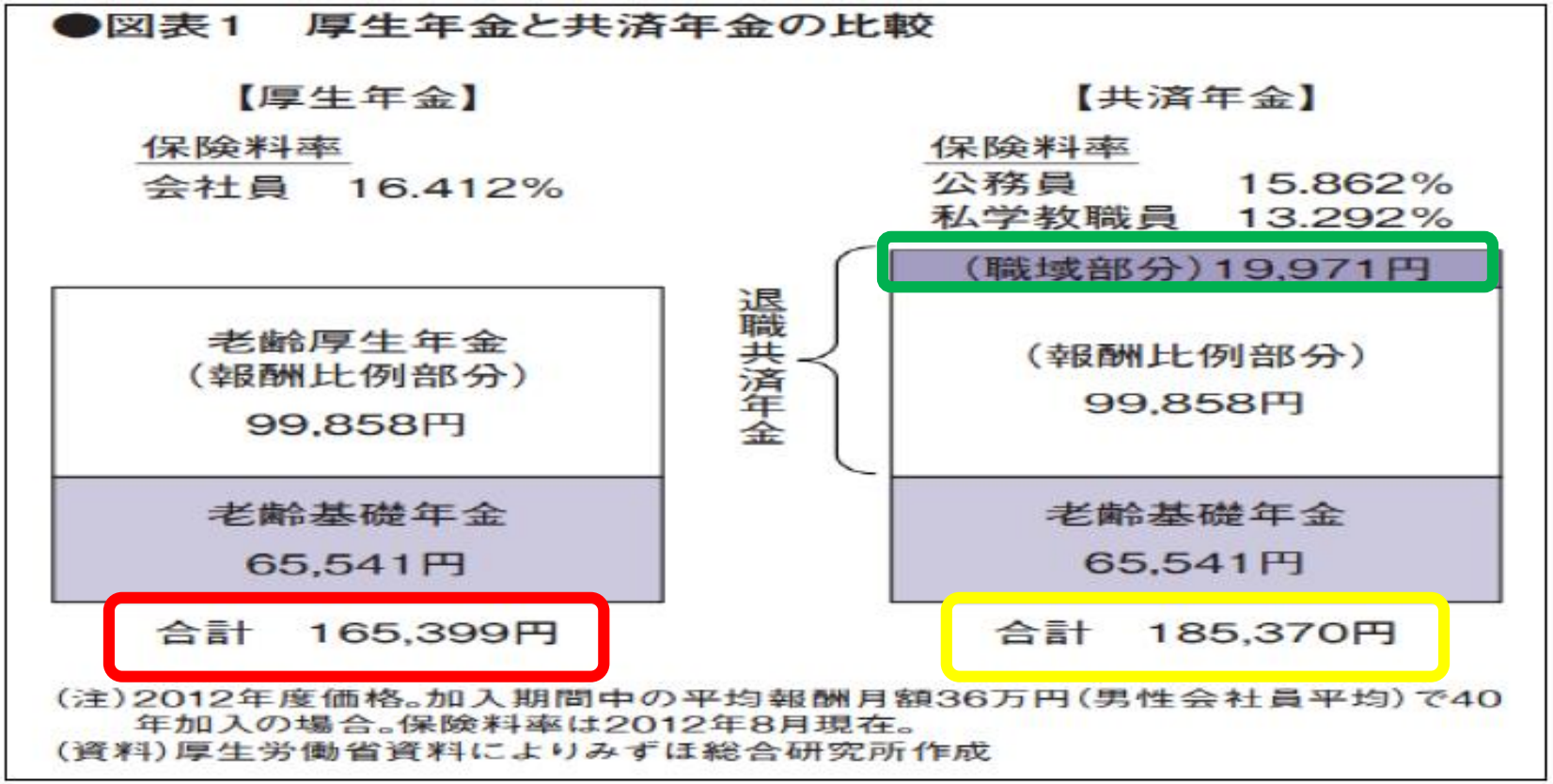

年金は統一されました

平成27年10月から

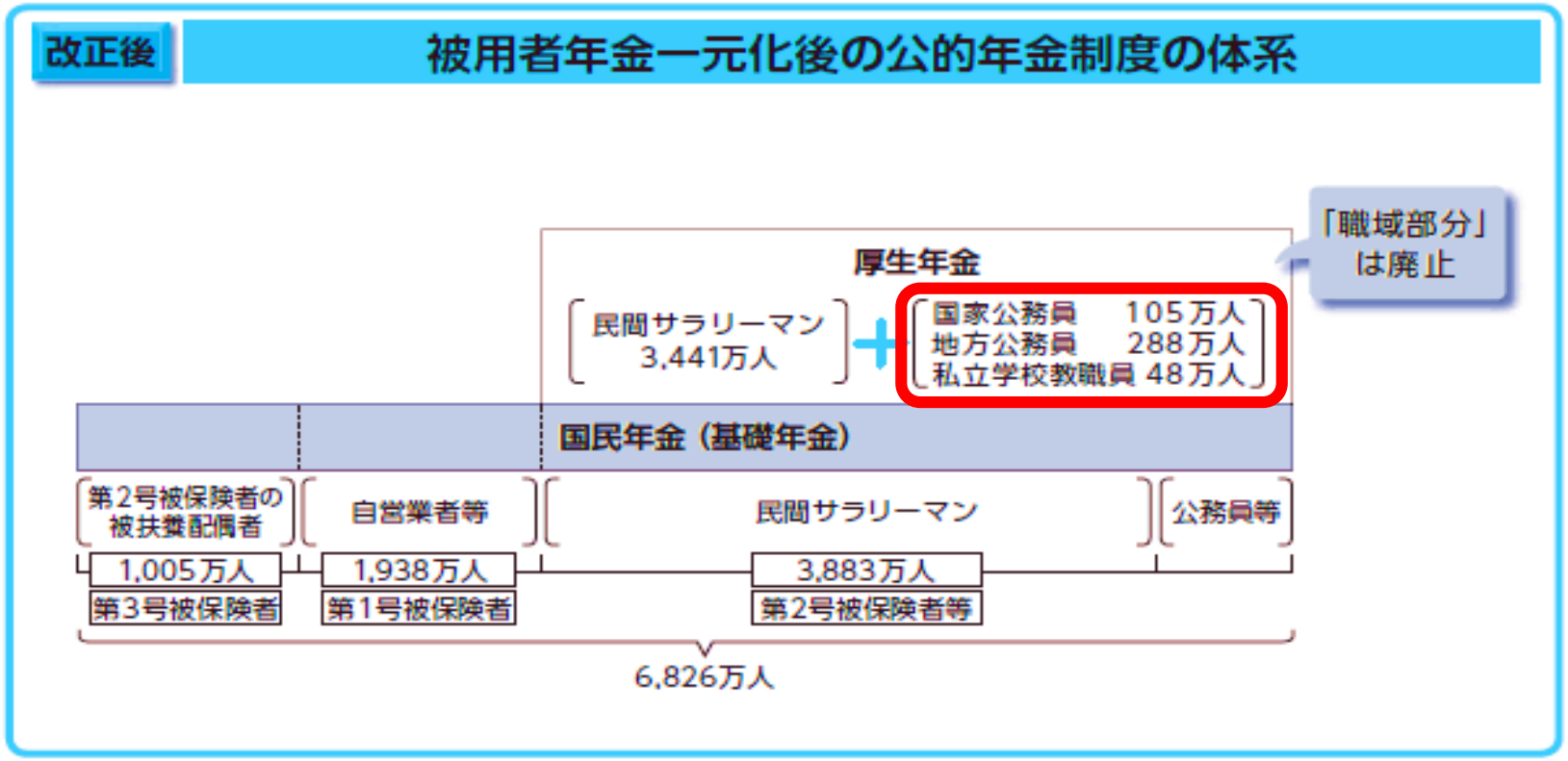

共済年金は何が変わったの？

職域部分と「年金払い退職給付」の違い

	職域部分	「年金払い退職給付」
年金の性格	**公的年金たる共済年金の一部（社会保障制度の一部）** 我が国の公的年金は、(1)国民皆年金、(2)社会保険方式、(3)世代間扶養という特徴を持ち、職域部分はその一部	**退職給付の一部（民間の企業年金に相当）** 「年金払い退職給付」は、全国民が基礎年金に加入するという「国民皆年金」の一環ではなく、「世代間扶養」の仕組みもない
財政方式	**賦課方式** 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式 現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクあり	**積立方式** 将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式 現役世代の減少による影響を受けない
給付設計	**従来の確定給付型** 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式 市場環境の悪化により、運用実績が想定利回りを下回った場合、保険料率が上昇するリスクあり	**キャッシュバランス型** 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式 市場環境が悪化した場合、国債利回り等に連動して給付水準が低下するため、保険料率の上昇リスクが小さい
保険料率	**保険料率の上限なし** 賦課方式、確定給付型という制度設計に加え、保険料率の上限がないため、保険料率の上昇に歯止めがかからないリスクあり	**保険料率の上限（1.5%）を法定** そもそも保険料率の上昇リスクが少ない制度設計であることに加え、保険料率の上限を法定

「年金払い退職給付」のイメージ

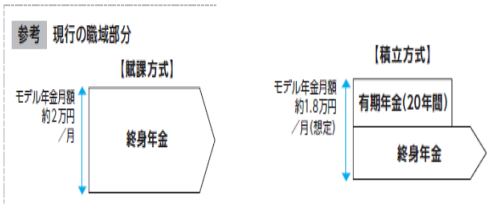

※モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

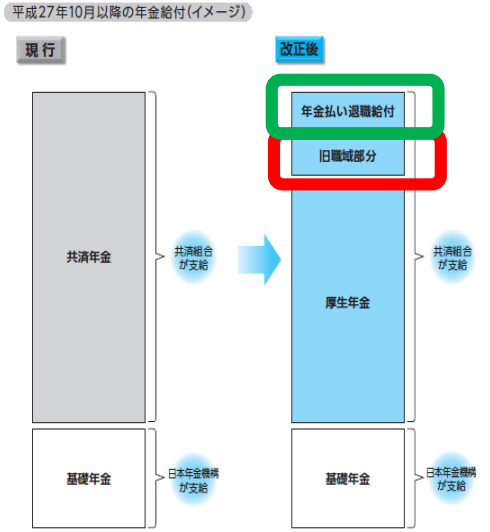

職域部分廃止？

退職金や年金の官民均衡を図るため、当面は、公務員の退職手当を引き下げることにより調整します。職域部分廃止後は、ゼロから保険料を積み立てて退職等年金給付を設けることにより対応することになりました。

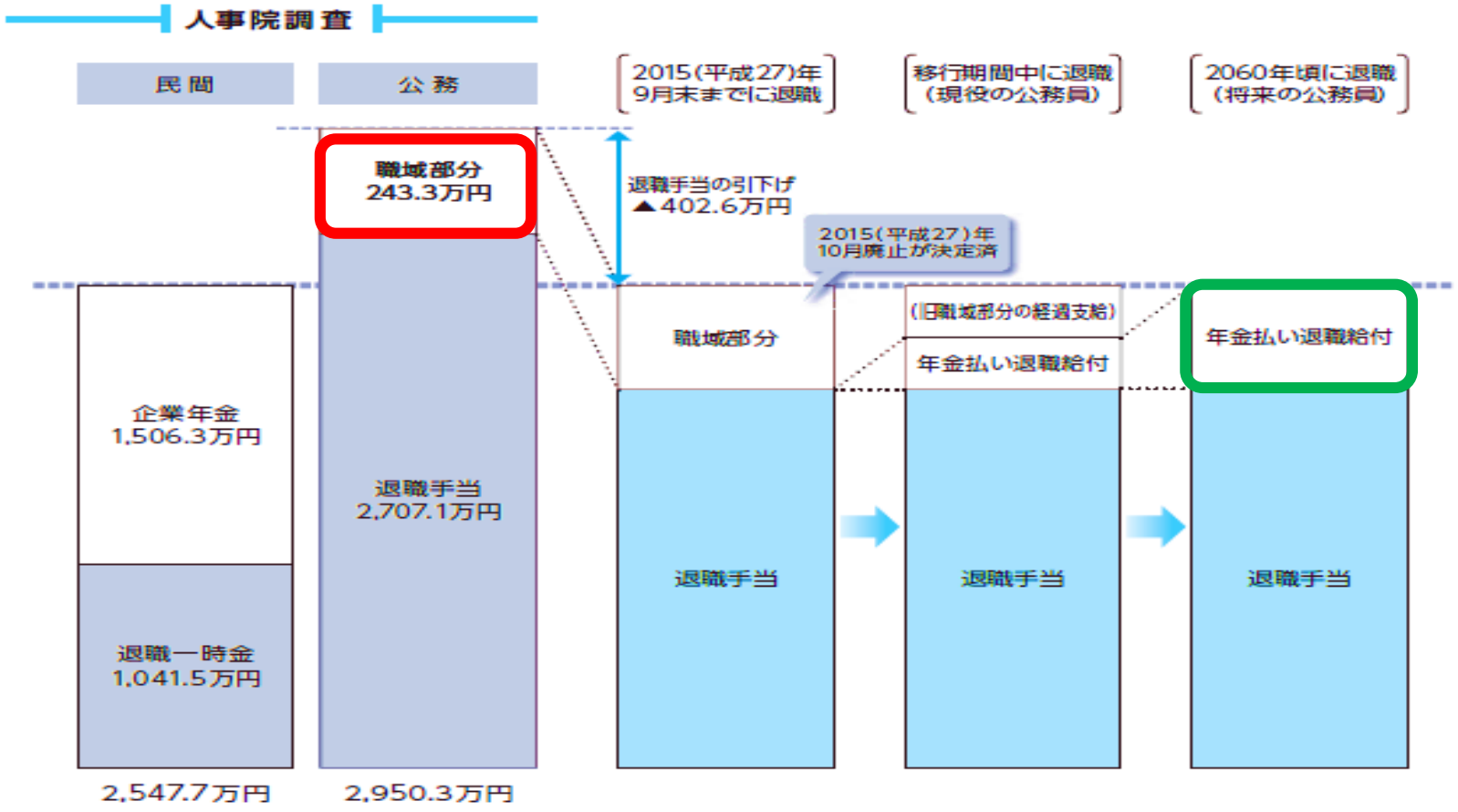

民間も公務員も安心では無い⁉

- マクロ経済スライドと共済年金と厚生年金の統一について述べてきましたが、
- 明らかなことは、民間企業の会社員・公務員の方も　30年後の年金ってどうなっているの？

結論、年金制度は大丈夫だけど

残念ながら給付金額は大丈夫では無い

老後の生活設計では

■収入
退職時の準備金
夫の年金
妻の年金

－

■支出
夫婦2人の生活費
1人の期間の生活費

＝

不足金を積み立てるには
不足金があっても、60歳（～65歳）までは、収入の中から不足額の積立も可能、60歳（～65歳）以後は運用しながら生活費として取り崩していくこともできる

現在価値（PV）vs将来価値（FV）

■本当の収入
退職時の準備金（運用で将来増える？）
夫の年金・妻の年金
（**確実に目減りする**）

－

■本当の支出
夫婦2人の生活費
1人の期間の生活費
（物価により変動する）

＝

本当は、不足金を計算するときには貨幣価値が将来いくらになっているか算出して、比較しないと正確な金額はわからない

将来の年金表（物価±0：年金－0.9%毎年）

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平　成　（　年　度　）	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
西　暦　（　年　度　）	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
厚生年金（夫婦二人）	2,658,084	2,634,161	2,610,454	2,586,960	2,563,677	2,540,604	2,517,739	2,495,079	2,472,623	2,450,370	2,428,316
国民年金（一人当り）	780,096	773,075	766,117	759,222	752,389	745,618	738,907	732,257	725,667	719,136	712,664
平成27年度を100%	100.00%	99.10%	98.21%	97.32%	96.45%	95.58%	94.72%	93.87%	93.02%	92.19%	91.36%
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
平　成　（　年　度　）	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
西　暦　（　年　度　）	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
厚生年金（夫婦二人）	2,428,316	2,406,461	2,384,803	2,363,340	2,342,070	2,320,991	2,300,102	2,279,401	2,258,887	2,238,557	2,218,410
国民年金（一人当り）	712,664	706,250	699,893	693,594	687,352	681,166	675,035	668,960	662,939	656,973	651,060
平成27年度を100%	91.36%	90.53%	89.72%	88.91%	88.11%	87.32%	86.53%	85.75%	84.98%	84.22%	83.46%
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
平　成　（　年　度　）	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
西　暦　（　年　度　）	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
厚生年金（夫婦二人）	2,218,410	2,198,444	2,178,658	2,159,050	2,139,619	2,120,362	2,101,279	2,082,367	2,063,626	2,045,054	2,026,648
国民年金（一人当り）	651,060	645,201	639,394	633,639	627,937	622,285	616,685	611,134	605,634	600,183	594,782
平成27年度を100%	83.46%	82.71%	81.96%	81.23%	80.49%	79.77%	79.05%	78.34%	77.64%	76.94%	76.24%
	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
平　成　（　年　度　）	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
西　暦　（　年　度　）	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055
厚生年金（夫婦二人）	2,026,648	2,008,408	1,990,333	1,972,420	1,954,668	1,937,076	1,919,642	1,902,365	1,885,244	1,868,277	1,851,462
国民年金（一人当り）	594,782	589,429	584,124	578,867	573,657	568,494	563,378	558,307	553,282	548,303	543,368
平成27年度を100%	76.24%	75.56%	74.88%	74.20%	73.54%	72.87%	72.22%	71.57%	70.92%	70.29%	69.65%
	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
平　成　（　年　度　）	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77
西　暦　（　年　度　）	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065
厚生年金（夫婦二人）	1,851,462	1,834,799	1,818,286	1,801,921	1,785,704	1,769,633	1,753,706	1,737,923	1,722,281	1,706,781	1,691,420
国民年金（一人当り）	543,368	538,478	533,632	528,829	524,069	519,353	514,679	510,047	505,456	500,907	496,399
平成27年度を100%	69.65%	69.03%	68.41%	67.79%	67.18%	66.58%	65.98%	65.38%	64.79%	64.21%	63.63%

年金は確実に目減りする！

いくら？いくら目減りするかわかりませんが、毎年0.9%下がると現在35歳の方が30年後、65歳で厚生年金の給付を20年間受け、85歳まで生きた場合、現在価値で差額はいくらになるか求めると

標準的な年金額（従前額）世帯（夫婦）の合計年金額

平成27年度（2015）		▲76.2%	平成57年度（2045）		▲63.6%	平成77年度（2065）	
年額（円）	月額（円）		年額（円）	月額（円）		年額（円）	月額（円）
2,658,084	221,507		2,026,648	168,887		1,691,420	140,952

30年間、名目賃金（物価）上昇率0.9の場合の年金の名目手取額の上昇率は0の場合の現在価値は？

標準的な年金額（従前額）世帯（夫婦）の年金額

①従来の計算：平成27年65歳受給20年：2,658,084×20年＝53，161，680円

平成27（2015）年度 65歳	
年額（円）	月額（円）
2,658,084	221,507

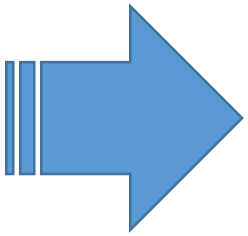

平成47（2035）年度 85歳	
年額（円）	月額（円）
2,658,084	221,507

年金は物価と
連動するはず？

②目減りした分を考慮した計算：平成27年65～85歳受給20年：
（2,658,084+2,218,480）×1/2×20年＝48，765，640　①と差額4，369，040円

平成27（2015）年度 65歳	
年額（円）	月額（円）
2,658,084	221,507

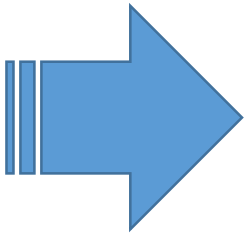

平成47（2035）年度 85歳	
年額（円）	月額（円）
2,218,410	184,867

年金は目減り
するの？

③30年後の将来もっと目減りした場合の計算：平成57年65～85歳受給20年：
（2,026,648+1,691,420）×1/2×20年＝37，180，680　①と差額15，981，000円

平成57（2045）年度 65歳	
年額（円）	月額（円）
2,026,648	168,887

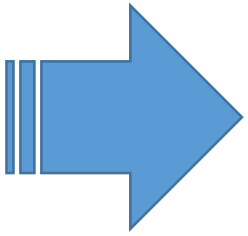

平成77（2065）年度 85歳	
年額（円）	月額（円）
1,691,420	140,952

年金だけで
生活できない？

年金の話題は残念ながら暗い

■本当の収入
退職時の準備金（運用で将来増やす？）
夫の年金・妻の年金
（確実に目減りする）

－

■本当の支出
夫婦2人の生活費
1人の期間の生活費
（物価により変動する）

＝

どうやら現在の若い方が年金をもらう時は確実に目減りしているようです。今から**不足金をなんとかする必要**があります

2009年の政変は年金問題が、

残念ながら年金の話をすると被害者の立場に立つ方が随分います。国民年金しか無い人・若い人・年金未納の人等々です

2009年9月発足した民主党政権は2007年2月に起こった「消えた年金問題」解決への国民の期待が政権交代の原動力でした

民主党政権の年金の政権公約マニュフェストは実現される事なく潰えてしまいました

自分のできることで解決しよう！

被害者になっていても誰も助けてくれません

政治の力で現状を変えるのは良い方法です

でも、それはそれとして自分で始めませんか

自分でなんとかしませんか⁉
なんとかできるような法案が昨年の通常国会から**継続審議**となっています
実施予定時期2017年（平成29年）1月1日

知ってますか⁉確定拠出年金（DC）

出所：モーニングスターHPをアレンジ

①自分で判断できる

資産の運用や年金の受取り方などを、自分で判断して決めます。運用方法は、企業（運営管理機関）が提示する選択肢の中から選びます。運用の結果が悪くても、会社からの補填はありません。

②掛金は企業型は企業負担・個人型は個人負担

企業型の確定拠出年金では、掛金は企業が負担するので、個人の負担はありません。企業の掛金に上乗せ拠出する「マッチング拠出」ができます。個人型の場合は個人が負担します

③税制上のメリットがある

個人型の掛金額は全額所得控除になり、所得税・住民税の課税所得が減額されます。企業・個人が拠出する掛金や、運用の結果得られる利益は非課税です。また、年金を受取る際にも公的年金等控除などの優遇措置を受けられます。

④転職時に持ち運びができる

離転職の都度、退職所得として精算する必要がありません。その時点での資産を転職先に移し、継続して運用できます。

⑤受取は60歳以降

年金の受取りは原則60歳以降です。それ以前は一部の例外を除き、中途での払い出しはできません。

年金制度の体系【現状】

出所：厚生労働省HPをアレンジ

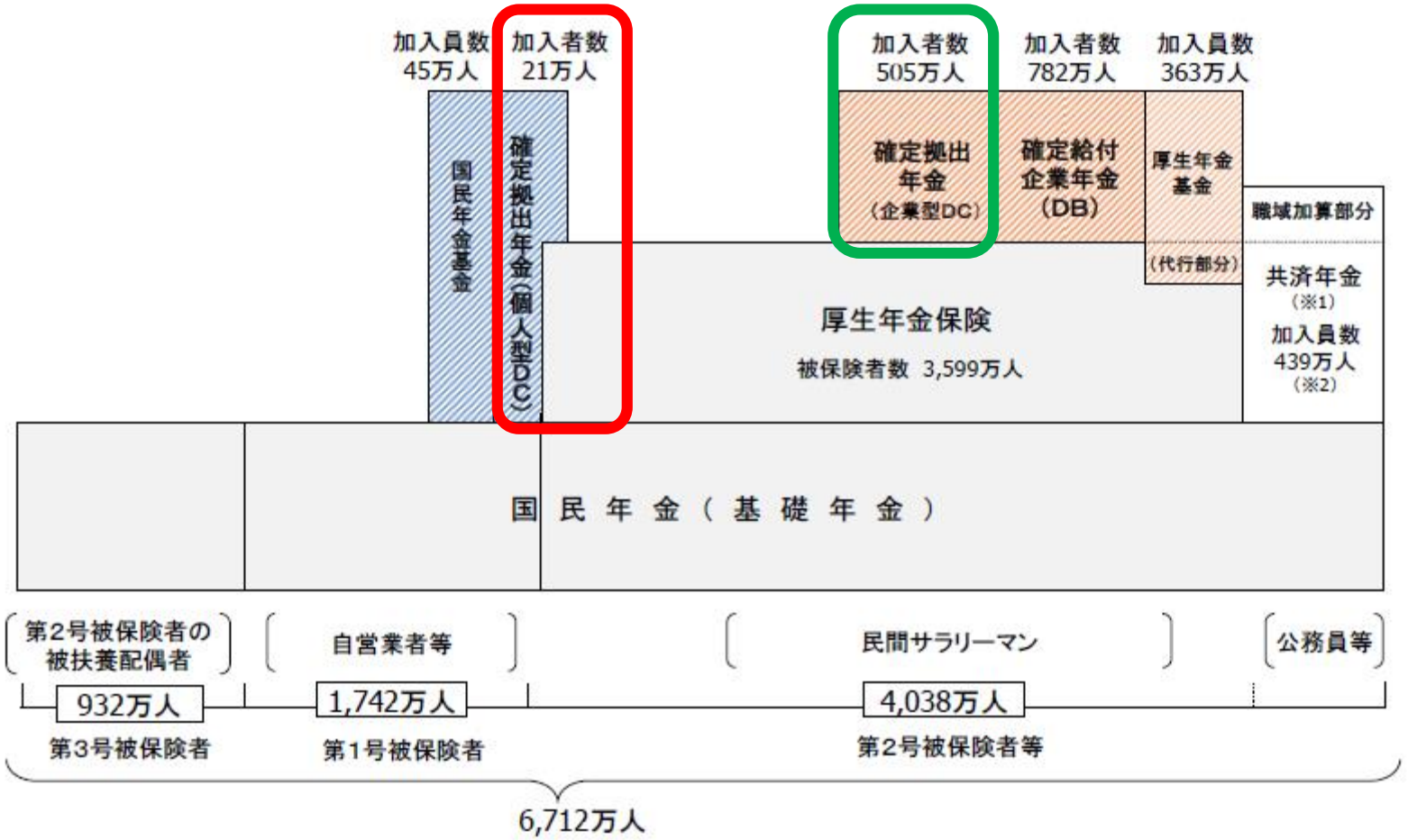

（※1）本年10月以降、被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金保険に統合される予定。共済年金の3階部分として、現行の「職域加算部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設される。
（※2）平成26年3月末の加入員数。

個人型DCの加入可能範囲の拡大

出所：厚生労働省HP

□ 労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者※公務員等共済加入者を加入可能とする。※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

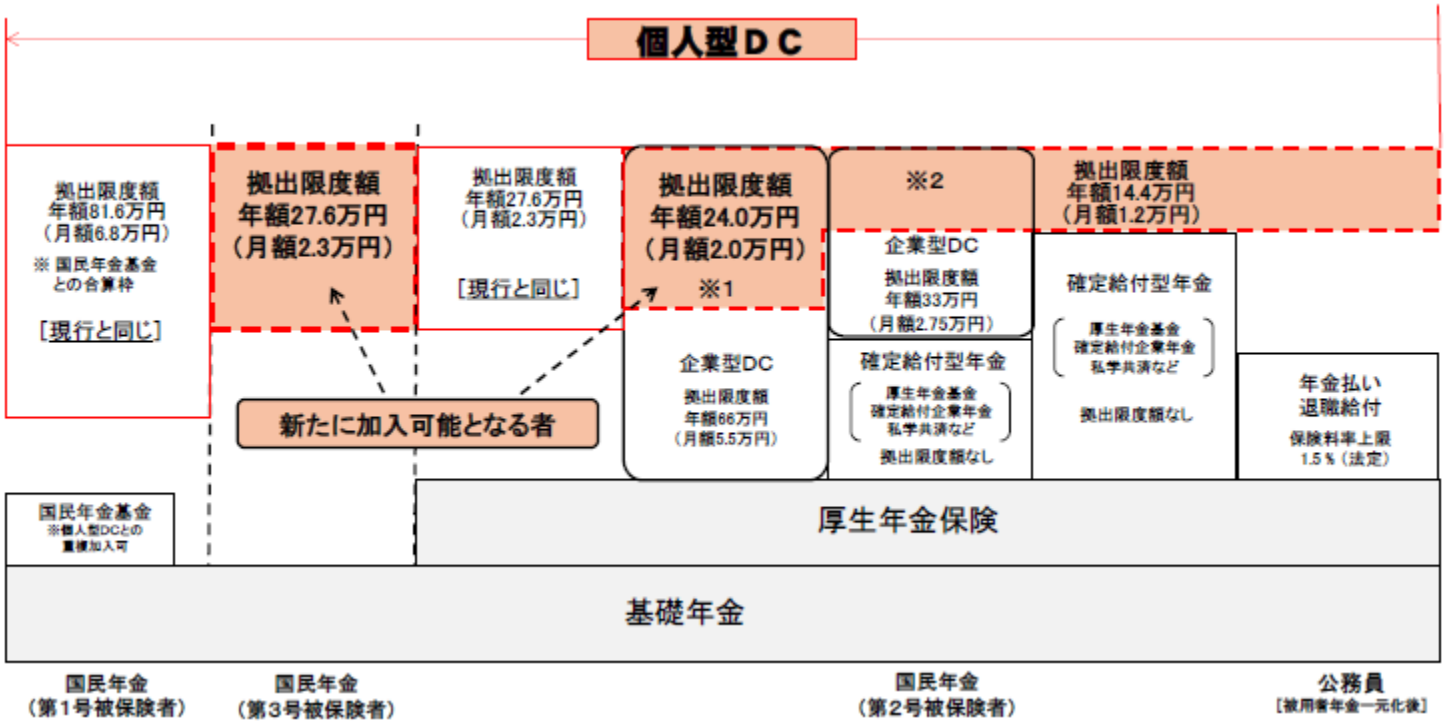

※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

個人型確定拠出年金の仕組

出所：厚生労働省HPをアレンジ

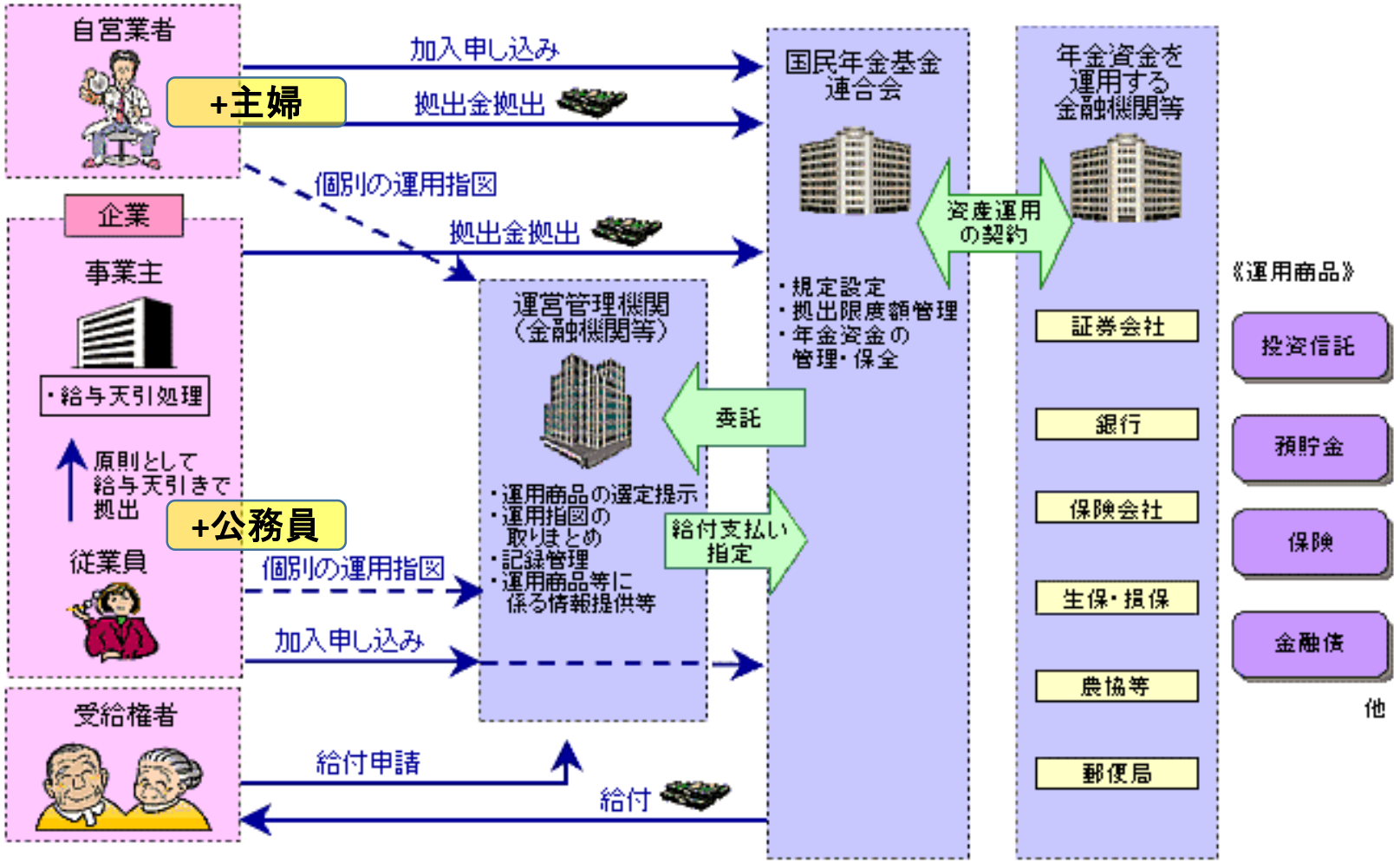

所得税と住民税がこれぐらい安くなります

出所：2015/11/28大江加代デジュメをアレンジ

個人型確定拠出年金の非課税メリット

種別				公務員 会社員 企業型ＤＣ※2	会社員 企業型ＤＣ※1	会社員 （厚生年金のみ）	自営業 （国民年金基金との合算額
課税所得	税率 所得税（税率%）	税率 住民税（税率%）	掛金額				
			月額	¥ 12,000	¥ 20,000	¥ 23,000	¥ 68,000
			年額	¥144,000	¥240,000	¥276,000	¥816,000
195万円以下	5%	10%	非課税メリット年額	¥ 21,600	¥ 36,000	¥ 41,400	¥122,400
195万円超 330万円以下	10%			¥ 28,800	¥ 48,000	¥ 55,200	¥163,200
330万円超 695万円以下	20%			¥ 43,200	¥ 72,000	¥ 82,800	¥244,800
695万円超 900万円以下	23%			¥ 47,520	¥ 79,200	¥ 91,080	¥269,280
900万円超 1800万円以下	33%			¥ 61,920	¥103,200	¥118,680	¥350,880

主婦は非課税メリットなし

※復興特別所得税は考慮していません。※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

不足額の積立

夫公務員：平成30年30歳～60歳、個人型DC加入30年間、年14万4千円積立
①144,000×30年＝4，320，000円
非課税メリット　課税所得500万円の場合
②144,000×（20%+10%）×30年＝1，296，000円　①+②＝5，616，000円

平成30（2018）年度 30歳～60歳	
年額（円）	月額（円）
144,000	12,000

平成60（2048）年度 30年間		
DC積立額（円）	非課税メリット（円）	合計（円）
4,320,000	1,296,000	5,616,000

妻共働き：平成30年30歳～60歳、個人型DC加入30年間、年27万6千円積立
③276,000×30年＝8，280，000円
非課税メリット　課税所得180万円の場合
④276,000×（5%+10%）×30年＝1，242，000円　③+④＝9，522，000円

平成30（2018）年度 30歳～60歳	
年額（円）	月額（円）
276,000	23,000

平成60（2048）年度 30年間		
DC積立額（円）	非課税メリット（円）	合計（円）
8,280,000	1,242,000	9,522,000

不足額にまだ不足がある⁉

先程30年後に給付が始まり、20年間受給した場合の現在の価格との差額は
③**将来もっと目減りした場合の計算**：平成57（2045）年65～85歳受給20年：
（2,026,648+1,691,420）×1/2×20年＝37，180，680　①と差額**15，981，000円**となりました。

前頁の**夫公務員**個人型DC加入30年間、年14万4千円積立+非課税メリットと
妻共働き個人型DC加入30年間、年27万6千円積立+非課税メリットの合計は
5，616，000円+9，522，000円＝**15，138，000円**

まだ
15，981，000円−15，138，000円＝**843，000円**不足があります

安心してください
個人型DC（確定拠出年金）を30年間運用すれば

本当に安心⁉　確定拠出年金の運用

非課税メリットを考えなくてもDC積立額を30年間運用すると
目標金額15，981，000円に到達できます

公務員 ３０歳～６０歳	
年額（円）	月額（円）
144,000	12,000

＋

主婦 ３０歳～６０歳	
年額（円）	月額（円）
276,000	23,000

→ 30年間運用

年利を求める（ＲＡＴＥ関数） 15,981,00円貯める為には 何%で運用すれば良いか	
満期金額	¥15,981,000
毎月の金額	¥35,000
期間（年）	30
利率（年）	1.59%

運用利率（0%,1%,2%,3%）により30年後の金額は大きく違う

３０年後の金額（ＦＶ関数） 毎月　３万５千円積立 ３０年間　0%で運用	
毎月積立額	¥35,000
利率（年）	0%
期間（年）	30
満期時金額	¥12,600,000

３０年後の金額（ＦＶ関数） 毎月　３万５千円積立 ３０年間　１%で運用	
毎月積立額	¥35,000
利率（年）	1%
期間（年）	30
満期時金額	¥14,609,654

３０年後の金額（ＦＶ関数） 毎月　３万５千円積立 ３０年間　２%で運用	
毎月積立額	¥35,000
利率（年）	2%
期間（年）	30
満期時金額	¥17,038,593

３０年後の金額（ＦＶ関数） 毎月　３万５千円積立 ３０年間　３%で運用	
毎月積立額	¥35,000
利率（年）	3%
期間（年）	30
満期時金額	¥19,981,675

手数料(費用)について

出所:節約投資のススメHPから

個人型DCを運用するに当たってかかる手数料(費用)について

個人型DCに加入して資産を運用するためには「手数料」を支払う必要が有ります。手数料は「①加入時のみかかる手数料」と「②加入し続ける限りずっとかかる口座維持手数料」の2つに分けられます。それらの費用と金額をまとめたものが以下の表です。

■①加入時手数料⇒初回だけ支払う

支払先	金額	内容
国民年金基金連合会	2,777円(*1)	口座開設手数料
運営管理機関(銀行や証券会社)	*2	口座開設手数料

■②口座維持手数料⇒毎月継続して支払う

支払先	金額	内容
国民年金基金連合会	毎月103円(*3)	掛金収納代行手数料
事務委託先金融機関(信託銀行など)	*4	財産の保全
運営管理機関(銀行や証券会社)	*5	資料提供の手数料など

*1 どこの金融機関で口座を開設しても一律にかかる費用です。
*2 運営管理機関が口座開設手数料の名目で費用を徴収することはあまり無いですが、SBI証券などで稀に徴収されます。

*3 年間1,236円。どこの金融機関で口座を開設しても一律にかかる費用です。
*4 概ねどこの金融機関でも月額64円(年額756円)のようですが、一部の機関では違うようです。
*5 金融機関によって異なりますが、年間2,000円～8,000円程度の幅です。

これらの費用に加えて、個人型DCを運用するに当たっては投資信託にかかる手数料等も自分で支払う事になります。ですから、運営管理機関選びは長い目で見るとかなり重要です。

*個人型年金に加入した場合、右記ランキングの基準となっている**運営管理手数料**以外に、国民年金基金連合会に1,236円（年額）、事務委託先金融機関（信託銀行）に768円（年額）の手数料がかかります。ただし、個人型運用指図者となった場合は、国民年金基金連合会に対する手数料1,236円はかかりません。

出所：モーニングスター
情報更新日2014/4/1

順位	金融機関名	▼ランキング基準 運営管理 手数料（年額）	（参考） 運営管理 手数料（初期）
1	SB証券（DC資産50万円以上）	¥0	¥1,080
1	スルガ銀行（加入者）（DC資産50万円以上の運用指図者）	¥0	¥0
3	スルガ銀行（DC資産50万円未満の運用指図者）	¥3,240	¥0
4	損保ジャパン日本興亜DC証券（運用指図者）	¥3,420	¥0
5	三井住友海上（運用指図者）	¥3,564	¥0
6	東京海上日動火災（運用指図者）	¥3,624	¥0
7	三井住友海上（加入者）	¥3,660	¥0
8	りそな銀行	¥3,792	¥0
9	SB証券（DC資産50万円未満）	¥3,888	¥1,080
9	ソニー生命	¥3,888	¥0
9	大和証券	¥3,888	¥0
9	損保ジャパン日本興亜DC証券（加入者）	¥3,888	¥0
9	ジャパンネット銀行	¥3,888	¥0
9	三井住友銀行	¥3,888	¥0
9	住友生命	¥3,888	¥0
9	みずほ銀行	¥3,888	¥0
17	横浜銀行	¥3,948	¥0
18	野村證券	¥4,104	¥0
19	三菱東京UFJ銀行（運用指図者）	¥4,212	¥0
20	第一生命	¥4,260	¥0
21	富国生命	¥4,272	¥0
21	東京海上日動火災（加入者）	¥4,272	¥0
21	労働金庫（労働金庫：関東地区）	¥4,272	¥0
24	岡三証券	¥4,404	¥0
24	明治安田生命	¥4,404	¥0
26	ゆうちょ銀行（ゆうちょAプラン）	¥4,440	¥0
27	三菱東京UFJ銀行（加入者）	¥4,536	¥0

加入時2,777+維持費1,236+756+運営管理機関（2,000～8,000）＋投資信託手数料が必要

最後に

年金問題の第１人者の鈴木亘学習院大学教授は著書「年金問題は解決できる～積立方式移行による抜本改革」の中でこう述べています　⇖　賦課方式

年金積立金（運用資産額）の135兆1，087億円（平成27年度第2四半期末現在）　（厚生年金）は2031年度（国民年金は2035年度）に枯渇する

多分、次の政変も年金がきっかけになります
年金はどうなるかわかりませんが、確実に云えるのはあなたの老後を救うのは給与天引きDCです

あなたの明日は明るいですか？

将来、後悔しない為に今始めること

最後に

勝利者の条件とは、負けたときの最悪の状態を想定して、そうならないように実行することである。

ご清聴

ありがとうございました。